

草津市文化振興条例に  
規定すべき事項について

提言書

平成 29 年 1 月

草津市文化振興審議会

# 目次

---

## I. 条例に規定すべき事項について

①前文	P.1
②目的	P.1
③定義	P.2
④基本理念	P.3
⑤各主体の役割	P.3
⑥（仮称）草津市文化振興計画の策定	P.4
⑦基本施策	P.4

## II. 参考資料

①草津市文化振興審議会委員名簿	P.6
②検討経過	P.7

# I. 条例に規定すべき事項について

## ①前文：

条例の条項の前には、制定の背景・理由、目指すべき姿などについて述べた前文を置くものとします。

### 前文（案）

草津市は、東海道と中山道が合流、分岐する唯一の宿場町として発展し、ひともの、情報が行き交い交流する街道文化が育まれるとともに、先人たちの営みによって、豊かな有形・無形の文化財および琵琶湖や田園などの清らかで美しい景観が、保存、継承されてきました。今日においても、街道文化は人々の生活の中に脈々と受け継がれ、様々な出会いと交流が生み出されることにより、多様な文化や価値観を許容する寛容性の高い社会が形成され、協働による住みよいまちづくりがすすめられています。

文化は、人と人を結び、相互理解を深める営みであるとともに、人の生活を鮮やかに彩り、豊かな人間性を涵養する重要な資源であり、地域で育まれた文化は、その土地の人々の拠り所でもあります。

私たちは、個性豊かで活力にあふれる地域社会を創造するため、文化活動を行う市民の自主性と創造性を尊重し、誰もが等しく文化に親しめる環境を整え、さらには、文化の力によって都市の魅力を高めることに取り組みます。

そして、草津市の未来を担う子どもたちの豊かな心を育むとともに、誰もが誇りをもって、この先も住み続けたいと思えるまちを築くため、これまで培われてきた文化を市民共有の財産として大切に引き継ぎ、出会いと交流に満ちた、草津市の文化を創造し発展させることを決意し、この条例を制定します。

## ②目的：

文化振興に関する基本理念を定め、市民の役割や市の役割を明らかにするとともに、文化振興に関する基本施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、個性豊かで活力にあふれる地域社会の創造に寄与することが目的であることを規定するものとします。

### ③定義：

条例で定めるべき用語の定義については、下記のとおり規定するものとします。

#### ▼文化

文学、音楽、美術、写真、書、演劇、舞踊、デザイン、メディア芸術（映画、漫画、アニメーションおよび電子機器等を利用したもの）その他の芸術、伝統芸能および芸能、有形および無形の文化財、衣食住に関わる生活文化ならびに地域固有の伝統工芸および民俗芸能等。

#### 〔考え方〕

文化芸術振興基本法では、文化の定義が示されていないことから、同法が定める文化施策の対象を定義のベースとしながら、草津市の文化振興に必要な分野を追加して規定するものとします。

#### ▼文化活動

文化を創造し、学び、発信し、継承し、および享受する活動ならびにこれらを支える活動をいう。

#### 〔考え方〕

文化を創造し、学び、発信し、継承する活動に加え、鑑賞等により文化を享受すること、ならびにボランティア活動などを通してこれらを支援することも含め、文化に関わる全ての活動を文化活動と規定するものとします。

#### ▼市民

市内に居住、通勤もしくは通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいう。

#### 〔考え方〕

文化を振興するに当たっては、可能な限り多くの草津市に関わる人々の力を活用することが望ましいことから、草津市市民参加条例（平成25年3月31日施行）に定める市民の定義（第2条第1項第1号）および考え方に基づき個人以外に組織や団体も含むものとして規定するものとします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住、通勤もしくは通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいう。

#### ④基本理念：

##### ▼文化活動を行う者の自主性と創造性の尊重

文化が人間の自由な発想による精神活動であること、また、活発で意欲的な創造活動により生み出されるものであり、それらの活動が不可侵であることに鑑み、基本理念の根幹をなすものとして、文化活動を行う者の自主性と創造性を尊重することを規定するものとします。

##### ▼誰もが文化に触れられる機会の充実

文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、老若男女、障害の有無等に関わらず、地域格差なく、分野に偏りなく文化を鑑賞し、創造し、またはこれに参加する機会の充実を図ることを規定するものとします。（市民文化政策）

##### ▼都市の魅力としての文化の創造と発展

文化は、自己認識の拠り所となるものであり、また、その都市の魅力を決定づけるものであることに鑑み、文化の創造と発展を促進することで、市民の草津市に対する誇りや愛着を醸成するとともに、都市の魅力を更に高めることを規定するものとします。（都市文化政策）

#### ⑤各主体の役割：

##### ▼市民の役割

市民は、一人ひとりが文化の担い手であることを認識し、自主的かつ主体的に文化活動を行うことで、草津市の文化振興に寄与するよう努めるとともに、地域で実践されている多様な文化活動を理解、尊重し、交流を深めるよう努めることを規定するものとします。

#### ▼市の役割

市には、文化を率先して振興する役割があることから、基本理念に基づき、文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、施策の実施に当たっては、できる限り市民の意見を反映するよう努めることを規定するものとします。

### ⑥文化振興に関する計画の策定：

---

市は、文化振興施策を総合的かつ計画的に進めるため、文化振興に関する計画を定め、計画の策定および変更ならびに評価に当たっては、草津市文化振興審議会の意見を聴くことを規定するものとします。

### ⑦基本施策：

---

#### ▼協働による文化活動の推進

草津市では、市民との協働を軸にまちづくりを進めていることから、文化振興施策の実施に当たっては、市民との協働を基本とし、それぞれの役割を効果的に生かした文化活動の推進に取り組むことを規定するものとします。

#### ▼文化施設の活用および充実

文化施設は、様々な文化活動の場であるとともに、市民が集い、地域コミュニティを形成する重要な施設であることから、施設の機能が十分に発揮されるよう、施設の活用および充実に取り組むことを規定するものとします。

#### ▼情報の収集および発信の充実

市民が文化活動に関する情報を十分に享受できるよう情報の収集・発信に取り組むとともに、草津市の文化の魅力を市内外に積極的に情報発信することを規定するものとします。また、情報発信に当たっては、その時代に適合した多様な媒体の活用に取り組むことを規定するものとします。

#### ▼文化活動を担う人材の育成および活用

芸術家と教育機関、地域や団体をつなげるコーディネーター、そして、地域で文化活動を行うプロデューサー、芸術家等の文化活動を担う人材の育成および活用に取り組むとともに、その活躍の場を広げるための環境を整備することを規定するものとします。

▼子どもや若者の文化活動の充実

子どもや若者の豊かな感性と郷土愛を育み、将来の草津市を担うかけがえのない人づくりを目指すため、子どもや若者が文化に親しめる機会の充実に取り組むことを規定するものとします。

▼高齢者、障害者等の文化活動の充実

高齢者、障害者、子育て中の保護者等の社会参加を促進するため、その文化活動の支援と参加しやすい環境の整備に取り組むとともに、障害者等の芸術作品の把握と発表の場の提供に取り組むことを規定するものとします。

▼学校教育等における文化活動の充実

子どもたちの文化活動を推進するため、学校等での様々な学習の機会を活用し、文化に関する体験学習や優れた文化に触れる機会の充実に取り組むことを規定するものとします。

▼文化によるまちづくりの推進

コミュニティの希薄化や、少子高齢化の影響により、地域の課題は複雑多様化しています。教育、子育て、福祉、産業、観光、環境等の分野において、文化を活用することで、課題解決および地域の活性化に結び付け、魅力あるまちづくりの推進に取り組むことを規定するものとします。

▼文化を通じた出会いと交流の創出

文化の創造および発展のため、世代や地域を超えた市民間、そして美術と音楽、メディア芸術と生活文化等の異なる分野の出会いと交流の創出に取り組むことを規定するものとします。

▼文化的資産の継承および活用

先人たちの営みによって創造、保存されてきた有形・無形の文化財、景観等の文化的資産を次世代に継承するとともに、それらの特性や保存に配慮しつつ、魅力や価値を高めるための活用に取り組むことを規定するものとします。

## Ⅱ. 参考資料

### ①草津市文化振興審議会委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	辻 喜代治※1	成安造形大学
	中川 幾郎※2	帝塚山大学
関係する団体から選出された者	石丸 正運	草津市文化財保護審議会
	梅山 克啓	草津商工会議所 (H28.11.1～)
	後藤 茂典	京都新聞社
	高内 知子	草津市 21 世紀文化芸術推進協議会
	築山 えり子	草津市教科等部会別研修図工・美術部会
	端 洋一	(公財) 草津市コミュニティ事業団
	山本 喜久雄	草津商工会議所 (～H28.10.30)
公募市民	宇野 ひと美	公募市民
	田邊 さおり	公募市民

※1 副会長

※2 会長



## ②検討経過

	開催日時／会場	主な審議事項
第1回	平成28年8月23日（火） 市役所教育委員会室	(1) 制定方針 (2) スケジュール (3) 草津市における文化振興の現状 (4) その他
第2回	平成28年9月27日（火） 市役所教育委員会室	(1) 草津市らしさについて (2) 条例に定めるべき事項について (3) 「文化」の定義について (4) その他
第3回	平成28年11月1日（火） 市役所教育委員会室	(1) 条例に定めるべき事項について (2) 市民意識調査 速報 (3) その他
第4回	平成29年1月10日（火） 市役所教育委員会室	(1) 提言書（案）の確認について

